

平 成 3 1 年

三 島 市 外 五 ヶ 市 町 箱 根 山 組 合

組 合 議 会 2 月 定 例 会 会 議 録

(平成31年2月25日 三島市議会議場において)

出席議員

1 番	瀬戸 美一 君
2 番	大沼 正明 君
3 番	織田 嘉和 君
4 番	水口 剛文 君
5 番	花堂 晴美 君
6 番	佐藤 寛文 君
7 番	川原 章寛 君
8 番	中村 仁 君
9 番	堀江 和雄 君
10 番	長塚 和巳 君
11 番	大石 一太郎 君
12 番	横山 博一 君
13 番	鈴木 健一 君
14 番	長澤 務 君
15 番	加藤 常夫 君
16 番	秋山 治美 君
17 番	岩崎 高雄 君
18 番	佐野 俊光 君
19 番	伊丹 雅治 君
20 番	佐野 淳祥 君
22 番	弓場 重明 君
23 番	石渡 光一 君
24 番	松田 吉嗣 君

欠席議員

21 番	土屋 俊博 君
------	---------

説明のため出席した者

管理者 三島市長	豊岡 武士 君
副管理者	長谷川博康 君

事務局出席者

小林 悟 君
勝又 慶貴 君
大川 秀平 君
関口 智也 君

平成31年2月25日（月）

午後3時30分 開議

議 事 日 程

日程第 1	会期の決定	3
日程第 2	会議録署名議員の指名	3
日程第 3	議第 1 号 平成 3 1 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計 予算案	3

(午後 3 時 3 0 分 開会)

○議長(石渡光一君)本日は、御苦勞様でございます。

出席議員が定足数に達しましたので、これより三島市外五ヶ市町箱根山組合議会 2 月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、管理者あて出席方を通知しておきましたので、御報告申し上げます。

本日の会議に、2 1 番 土屋俊博君から欠席する旨の通告がありましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は文書をもって御通知申し上げたとおりであります。

これより日程に入ります。

△日程第 1 会期の決定

○議長(石渡光一君)日程第 1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日一日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石渡光一君)御異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は本日一日と 決定いたしました。

△日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長(石渡光一君)次に、日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 0 8 条の規定により、議長において 7 番 川原章寛君、8 番 中村 仁君の両君を指名いたします。

△日程第 3 議第 1 号 平成 3 1 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計予算案

○議長(石渡光一君)次に、日程第 3 議第 1 号 平成 3 1 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計予算案についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔副管理者 長谷川博康君登壇〕

◎副管理者(長谷川博康君)ただいま上程になりました議第1号 平成31年度三島市外五ヶ市町箱根山組合会計予算案について、提案の要旨を申し上げます。

本年度の予算額は、6,447万3,000円で、前年度に対し432万1,000円、率で申し上げますと6.3%の減となっております。

はじめに、歳入の内容について御説明をいたします。お手元の予算書6ページ、7ページをお開きください。1款 使用料及び手数料、1項1目 使用料、1節 電柱敷使用料218万7,000円は、東京電力が846本、NTTが612本の電柱敷使用料となります。2節 その他使用料116万1,000円の主なものは、土地占用料103万7,000円で熱海ガス株式会社のガス管理設に伴うものなど、土地の占用に係るものでございます。次に10ページ、11ページをお開きください。2款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、1節 貸地料の3,909万8,000円は、株式会社芦の湖カントリークラブほかの法人及び一般貸付による貸地料で、詳細はお手元の予算資料2ページ、3ページに記載してございます。2目 利子及び配当金、1節 預金利子170万9,000円は、積立金の累計額7億9,600万円の運用利子でございます。次に12ページ、13ページをお開きください。2項1目1節 補償料収入1,497万2,000円は、東日本旅客鉄道及び東京電力からの送電線下補償料1,448万4,000円などで、詳細につきましては、予算資料の3ページ中段に記載してございます。次に14ページ、15ページをお開きください。3款1項1目1節 繰越金は、平成30年度の決算見込みから500万円を計上させていただきました。次に18ページ、19ページをお開きください。4款 諸収入、2項1目 雑入、1節 その他雑入33万8,000円の主なものは、5年契約で更新をしております、森林保険料の地元負担金33万7,000円です。

次に、歳出の御説明をいたします。20ページ、21ページをお開きください。1款1項1目 議会費381万3,000円は、組合議会の運営に要する経費ですが、前年度と比べ288万7,000円の減額となっております。主な理由は、県外への視察研修に係る経費の減によるものです。なお、平成31年度におきましては、日帰りによる視察研修を計画させていただきたいと考えております。次に22ページ、23ページをお開きください。2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費3,118万4,000円は、特別職と一般職3名の

人件費をはじめ、組合の管理事務に要する経費で、前年度と比べ321万円の減額となった主な理由は、三島市への派遣職員引き上げに伴う人件費や平成30年度予算でノートパソコンや無線周辺機器等の交換を行いました、それら備品購入費などの減によるものです。一般管理費の主なものを御説明いたしますので、右側の説明欄を御覧ください。下から8行目の使用料108万5,000円は、組合事務所の賃借料や、組合公用車の駐車料及び地籍調査における成果図面などを管理するための地籍調査システムの賃借料などでございます。次に26ページ、27ページをお開きください。2項1目 監査委員費11万5,000円は、監査事務に要する経費ですが、10万1,000円の減額となった理由は、議員の皆様との県外視察研修に係る旅費の減によるものです。次に28ページ、29ページをお開きください。3款1項 財産費、1目管理費2,109万1,000円は、組合の核となる業務であります。主なものを御説明いたしますので、右側の説明欄を御覧ください。財産管理事業1,692万7,000円のうち、11行目の森林保険料57万4,000円は、森林の災害に備え加入する森林保険の5年毎に更新が必要となる契約保険料です。次の行の財産管理台帳補正調査業務委託料200万円は、平成30年度の補正予算でもご承認いただきました事業として取り組む組合管理地内、とりわけ函南町地籍の地籍調査未調査区域について、組合管理地の情報を集約し、一元的且つ合理的な財産管理の実現を図ることを目的に、現地踏査や境界確認などの業務を委託しようとするものです。3行下の機械器具費84万円は、三島市消防団に貸与する山林火災防止用機材の購入費でございます。その2行下の農林道事業負担金250万7,000円は、三島市及び函南町が実施する林道維持管理事業に係る事業費の一部を負担しようとするものでございます。また、3行下の地籍調査事業負担金87万2,000円は、三島市が実施する箱根山工区の地籍調査事業について、事業費の5%を負担するものです。また、3行下の送電線下補償料地元交付金447万4,000円は、東日本旅客鉄道及び東京電力からの送電線下補償料を、補助金等交付規則に基づきまして関係団体に交付するものです。詳細につきましては、予算資料の5ページ上段に記載してございます。その2行下の水利採草補償料40万2,000円は、株式会社芦の湖カントリークラブからの水利採草補償料を関係団体に交付するものです。次の行の積立金340万円は、将来にわたる組合の財政運営の健全化を確保するために、積み立てをしようとするものです。なお、平成24年度以降実施しております、管

理者と常設専門委員や職員との先進施業地や災害復興地等への視察を隔年実施とさせていただきます。次の行からの貸付地管理事業の貸付地維持管理事業補助金30万円と、分収造林地管理事業の分収林維持管理事業補助金80万円は、境界確認や草刈りなど、貸付先の団体等が行う山林管理活動に対する補助金です。次の行の直轄地管理事業306万4,000円のうち、直轄林管理事業委託料266万円は、三島直轄林や函南直轄林の草刈りなど、その維持管理に必要な業務について、委託しようとするものです。次に30ページ、31ページをお開きください。右側の説明欄を御覧ください。直轄地管理事業の続きですが、2行目の機械器具費22万円は、現状、フェンスや車止め等を設置し、関係者以外、立入禁止となっております直轄地の適切な管理保全を図るため、二輪車をはじめ、不注意な立入りや通行の抑止とともに鹿による食害など、その実情を把握するため、自動撮影カメラ4台を購入設置し、監視、観察を続けていこうとするものです。続いて2目 森林費527万円について御説明いたします。平成25年8月に策定された三島直轄林整備事業計画に基づいて、森林の保全整備を推進していくために必要となる、13節 委託料312万円と19節 負担金補助及び交付金215万円となっております。その詳細について御説明いたしますので、右側の説明欄を御覧ください。森づくり事業のうち、1行目の広葉樹林化区域保全整備業務委託料124万円は、計画の中で利用目的別に設定されております創始の森や学びの森及び景観創造の森など、当該区域の下刈りや獣害対策など、森林の保全整備について委託しようとするものです。次の行の広葉樹林化区域間伐業務委託料86万円は、社会貢献の森の間伐と下刈りを委託しようとするものです。次の行の混交林化区域保全整備業務委託料27万円は、すでに遊歩道の整備を施しております諏訪の台溪畔林の管理上、その補修等を委託しようとするものです。その次の行、長伐期林化区域間伐業務委託料75万円は、研修の森の高密度林分について、間伐を委託しようとするものです。次の行の三島フォレストクラブ事業補助金50万円は、三島フォレストクラブが実施している森林保全や箱根西麓森林塾講座の開講・運営などの活動について補助しようとするものです。次の行の箱根接待茶屋の森事業補助金165万円は、箱根接待茶屋の森、およそ10ヘクタールにおいて実施される保全整備・維持管理活動をはじめ、毎年4回の開催を予定しております、森林環境教育や人材育成を目的とした森の楽校の開催、その活動に対しまして補助しようとするものであります。なお、その他の箱根山組合管理地内

の間伐につきましては、特段の予算措置を必要としない森林経営計画による施業を、引き続き積極的に推進してまいります。以上、御説明いたしました事項の詳細につきましては、別紙、予算資料及び事業計画箇所図にも記載してございますので、併せまして参考にしていただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(石渡光一君)説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

○15番(加藤常夫君)ただいま、副管理者から予算の説明がありましたが、私は一つ豊岡管理者に五ヶ市町の管理者としてのお考えをお聞きしたいと思います。現在、山中新田歩道橋付近から函南町桑原字中尾地籍にかけて、林道中尾線が整備されております。しかし、山中新田歩道橋から雲助地蔵までの30、40メートル位の間ですか、この辺にかけては車道ではなくて、国道1号の歩道扱いで今現在あります。これは2001年に東海道ルネッサンスが提案されて、その際、三島市の教育委員会より車道から歩道への申請がなされて現在に至っていると思います。法的な認識からいけば、歩道を車が通るということは違法ではないかというふうに思うわけですが、私も2年くらい前に五ヶ市町の組合を通じて、歩道の申請を取り下げさせていただくことをお願いした経緯がございます。様々な理由で三島市さんの回答が困難というご回答をいただきました。しかし、これは考えてみますれば、三島側の林道の起終点が歩道の先にあるという現状だと思うんです。そうすると中尾線の三島市側の起終点が歩道の先にあるということは、この林道の利用というのはできるのかと、五ヶ市町の方でも、今の予算書を見ますと、林道事業に負担金を出しておりますけれども、違法状態の中で、管理者は今後も黙認されるのかどうか、東海道ルネッサンス以降18年位経つと思いますが、私もその時に区の役員として植林作業に関わった経緯がございますけれども、何とかこれを歩道から道路に、申請取り下げで変えていただくということできないのかという思いを持って、今回質問するわけですが、この辺を管理者としてどうお考えなのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎管理者(豊岡武士君)加藤議員のお尋ねでございますので、お答えを申し上げます。まず、道路管理者である三島市への御質問の意味合いが強いのかなと思うわけですが、兼ねがね加藤議員から御相談を受けておりまし

て、三島市におきましても関係課での協議等を指示してまいったところでございますので、その御報告も兼ねまして御答弁を申し上げさせていただきます。

まず、この件に関しまして、三島市長の立場について改めて御説明させていただきますと、箱根山組合の管理者としての立場がございます。三島市と函南町が整備管理する農林道の中で、箱根山組合が受益を受けることとなるものにつきましても、その都度、この議会の御承認をいただいて、維持管理費用の一部について負担金を支出してまいっております。林道中尾線もその一つでございます。一方、道路管理者としての立場がございます、これは首長としての道路管理者という立場でございます。この場合、厳格な整備の構造基準を持つ道路法による市道ではなくて、法定外道路である林道の管理者の立場となるわけでございます。地元の方々が山林や農地での管理、生産活動に欠かすことができない道路として、安全に利用していただけますよう管理の責任を負う立場にあるというふうに認識をしているところでございます。そこで、御質問にございましたように、一般車両が通っているじゃないかと、そのために歩道ではそれは具合が悪いのではというお話でございますけれども、日常の林道整備や維持管理は三島市の農政課が主管しておりますけれども、中尾線はあくまでも林野作業車が通行する道路としての用途に限定して設計され、整備され、管理がされているところでございます。このように利用者が限定された道路となりますので、林道管理者の権限として、立て看板や車止め等を設置して一般車両の通行を制限しているわけでございます。地元や山林所有者の林野作業車につきましては、箱根旧街道が国の史跡として指定されている以前から通行し、その通行量も限られることなどの経緯等もございますので、特段の規制はいたしておりません。また関係機関等の御理解もいただいております。地元の方々が利用される林道としての利便性に配慮して車止めには施錠はしておりませんので、黙認をしているわけではございませんけれども、残念ながら一般車両等が通行してしまい、地元からは安全性に不安を感じているなどの声も寄せられているところでございます。また、国道1号への接続ということにつきましても、地元山中自治会の皆さんからも要望をいただいておりますところから、国道1号笹原山中バイパスの完成後には、現道敷が三島市に管理移管される予定となっておりますので、その時期を見据えて林道の接続をさせていただくことで、地元の御理解をいただいているところでございます。あと1年ほどで笹原山中バイパスが完成してまいりますと、そのあとには現道が三島市

に移管されるということになりますので、その時期を捉えて接続をしていくと考えているところでございます。しかし、仮に国土交通省から歩道の指定を解除されたとしても、国道1号と中尾線との接続部は交差点となりますので、公安委員会との交差点協議が優先されることとなりますので、現在、三島警察署交通課との間で現場立会いを含めた下打ち合わせ等を進めているところでございます。これまでのところ、引き続き一般車両の通行規制は必要であり、林野作業車に限定された林道としての交差点協議であれば、接続の許可が得られるのではないかとの見解が示されている旨の報告を受けているところでございます。現在、林道中尾線の線形や道路構造は林道でございますので、不特定の一般車両の通行には不向きであることを改めて認識した次第でございます。この点につきましてもどうか御理解をいただきたいと思っております。いずれにいたしましても、このたびの加藤議員のご質問は大変重要な課題だと認識をしております。函南町と三島市の将来を見据えた広域連携、広域道路網の整備という大きなテーマになるのではないかなと考えているところでございまして、まちづくりの総合的な観点からの議論が必要になる貴重な問題提起、御指摘と受け止めさせていただいているところでございます。単に、歩道を解除すればそれで済むということでも必ずしもないということも是非御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

- 15番(加藤常夫君) 管理者としての説明は自分も重々理解できる話ですが、いずれにしても三島と函南の広域の中で、函南地区にしても、三島区分につきましても、お互いに林道整備をしてきたという観点があります。私の地区は桑原ですが、函南駅駅北活性化プロジェクトといいますか、そういうような地域の中山間地の行政区の皆さんも一緒になって、五ヶ市町からお借りしている原生の森公園の借地の所辺りも管理している状態ですが、草刈作業をやったり、間伐作業をやったり、いずれにしても活用しようというなかでやらせてもらっています。そういう中で、確かに中尾線の林道は林道としての整備しかしていないということも分かっています。ただ、私たちの思いは、現時点においては、どう見てもあそこは歩道扱いになっていると、雲助地蔵から石畳のところにかけては文化遺産という形で登録はされておりますけれども、今の歩道の部分については元々国道1号の道路だったと、丁度そのところがルネッサンスの時に歩道申請されて歩道になったということですが、歩道である以上、やはり我々は通れない。正直、黙認された形の中で、過去に

通ることもありましたけれども、私はたまたま御山組合にも所属をしておりますので、御山組合の巡視、管理地巡視の時には、一応あそこは歩道になっているから通るなよと話は伝えてあるわけですが、将来の夢について自分たちは、原生の森公園や禁伐林にかけの思いを確かにお話させてもらいました。事務局の方にもお話をさせていただきましたけれども、現時点において、一般車両を通す通さないの話よりも、歩道としてある以上はやはり難しいじゃないかと、従来の車道に戻していただいて、林道という形で使えて、その一部を歩道にするという申請ならまだ分かりますが、全面的に歩道にしてあるためにインターロッキングのような形のブロックを敷いてあるわけですね。ところが、通常、やはり山中の皆さんたちも自分たちの土地があるからあそこに出入りをすると、そういう中で車が出入りをするので道路が傷んで剥がれているわけです。そういう状況の中で、何とか歩道申請を取り下げさせていただくことが可能なのかということを模索してきたわけですが、今の管理者のお話ですと、2020年の市道に移管されるまでは難しいですよと、その後、協議した中で林道として整備するかどうかを検討するというお考えで良いということですね。それまでは現状を黙認するといいますか、維持するという形で置くしかないということですね。そのように理解していいですか。

◎管理者(豊岡武士君)先ほど申し上げましたとおり、貴重な御提言でございます。ただ単に歩道を解除すればいいというわけではないというふうに認識をしておりますが、当然、国交省さんの方と歩道の解除のことは協議をしておりますが、そのあとにはこの林道を一般車両が通行できるような道路にするかどうか、ということにつきましては、函南町さんと十分協議をする必要があるというふうに捉えているわけでございます。単に林野作業車が通行するだけであるならば、交差点協議におきましても比較的容易に協議は完了できるかと思っておりますけれども、一般車両が通過するということまでになりますと、やはりこれは林道ではなくて市道や町道というふうな位置付けまでもっていくかどうかということにつきましては、函南町さんとも十分協議をする必要があるというふうに認識をいたしているわけでございます。したがって、ここを仮に国道を解除して一般車両がどんどん入って来るということになると、林野作業車につきましても非常に危険な状況にもなり兼ねない、また森林の破壊にもつながり兼ねないと思っているところでございますので、慎重に考えていかなければならないと思っているところでございます。また、現在石畳の部分につきまし

ては、箱根八里街道観光推進議会の努力がありまして、日本遺産に認定されたということもございます。やはりそういう中ではしっかり函南町さんとの協議の下で、そして国交省さんも交えて、然るべき方向を見出していくということが適切であるというふうに思っているところでございますので、何卒、御理解をいただきたいと存じます。以上であります。

○議長(石渡光一君) ほかに質疑はございませんか。なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石渡光一君) なければ討論を終わり、これより議第1号 平成31年度三島市外五ヶ市町箱根山組合会計予算案について採決いたします。

原案どおり可決することに御異議のない方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(石渡光一君) 挙手全員と認めます。

よって議第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

ここで豊岡管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

◎管理者(豊岡武士君) 議会閉会にあたりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。本日の三島市外五ヶ市町箱根山組合議会2月定例会におきましては、平成31年度予算につきまして、慎重なる御審議、御承認を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

お陰様をもちまして、平成30年度の事業につきましては、皆様方の温かい御理解と御協力によりまして、順調に推移してまいりました。平成31年度の予算、事業等におきましても適宜・適切な執行はもとより、箱根山組合共有地基本構想の具現化を図るため、とりわけ、その先陣を切る形で三島直轄林整備事業計画に基づく健全な森づくりに、引続き、着実に取り組んでまいる所存でございます。

また、昨年4月に制定されました森林経営管理法による新たな森林経営管理制度が本年4月からスタートいたします。この制度の実施主体は各市町となりますが、三島市及び函南町地籍に広がる当組合管理地全体の健全な森林保全やその経営に大きく寄与するものと期待しております。また、森林環境譲与税の交付制度もスタートすることとなり、市民、町民の森林整備についての関心も

高まってきているものと考えております。当組合といたしましても、本制度が効果的に機能できるよう行政や関係機関等と連携を密にし、積極的に対応してまいり所存でございます。閉会にあたりまして、議員の皆様方におかれましては、今後さらに御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、三寒四温の季節を迎えております。健康に御留意され、ますます御健勝にて、御活躍くださいますよう心から御祈念申し上げまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。本日は大変にありがとうございました。

○議長(石渡光一君)これをもちまして、2月定例会を閉会いたします。
御苦労様でした。

(午後4時2分 閉議)

地方自治法第123条の第2項の規定によりここに署名いたします。

平成31年2月25日

議 長

石 渡 光 一

会議録署名議員

川 原 章 寛

会議録署名議員

中 村 仁